

厚生文教委員会報告書

令和4年1月25日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 中西裕康

令和4年1月25日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 請願第21号 市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願	継続審査	—
2 健康管理についての調査研究 ① 新型コロナウイルス感染症への対応について ② 備前市健康づくり推進条例の一部改正について	継続調査	—
3 教育行政についての調査研究 ① 新型コロナウイルス感染症への対応について	継続調査	—

<報告事項>

- 社会福祉法人浜っ子「指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分」の経過について（社会福祉課）
- 備前さつき苑における介護給付費に係る行政指導について（備前さつき苑）
- 北京 2020 オリンピックフィギュアスケートアイスダンス出場内定について（社会教育課）
- 備前♡日生大橋全国オンラインマラソン大会について（社会教育課）
- えびす駅伝競走大会、中学生だっぴの中止について（社会教育課）
- 「備前市文化財保存活用地域計画」の認定について（文化振興課）
- 日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」への追加認定申請について（文化振興課）
- 備前市「論語かるた」大会の中止について（文化振興課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
保健福祉部・病院事業の報告事項	2
請願第21号の審査	11
閉会中の継続調査事件	11
1. 健康管理について	11
教育部の報告事項	15
閉会中の継続調査事件	21
2. 教育行政について	21
閉会	23

厚生文教委員会記録

招集日時	令和4年1月25日（火）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午前11時44分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	中西裕康	副委員長	西上徳一
	委員	森本洋子		青山孝樹
		藪内　靖		
欠席委員		立川　茂	山本　成	
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	掛谷　繁		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
説明員	市民生活部長	藤田政宣	市民課長	藤森仁美
	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	河井健治	保健課長 兼 新型コロナ ウイルスワクチン 対策課長	森　優
	社会福祉課長	新庄英明		
	教育プロジェクト 推進課長	草加浩一	小中一貫教育課長	岩井典昭
	幼児教育課長	竹林幸作	文化振興課長	畑下昌代
	社会教育課長 兼 公民館活動課長	波多野靖成		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○中西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は5名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日は、厚生部門と文教部門の2部に分けて委員会を開催いたします。

議事に先立ち、本日は、星野和也議員が亡くなられてから最初の厚生文教委員会となります。備前市議会でも最も若いと言われた星野議員、特に教育分野に非常に熱心に取り組んでこられたことは皆さんよく御存じのことと思います。

星野議員の机の上には、議会事務局の皆さんが準備してくださった花が飾られています。当委員会としては、沖田議員に続いてこの4年間で2人目の議員を失うという本当に悲しい話でございます。

今日は、星野議員の御冥福をお祈りし、皆さんでまず黙祷をささげたいと思います。

皆さん、御起立ください。

それでは、黙祷。

[黙祷]

御着席ください。

それでは、議事に入ります。

レジュメに沿って、各課より順次御報告をお願いいたします。

***** 保健福祉部・病院事業の報告事項 *****

○新庄社会福祉課長 社会福祉課から1点報告させていただきます。

社会福祉法人浜っこ指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分の現在までの経過につきまして、これまでの厚生委員会において御報告させていただいておりますが、不正の経緯や主なこれまでの経過等について取りまとめをいたしましたので、資料に沿って報告をさせていただきます。

それでは、資料を御覧いただけたらと思います。

社会福祉法人浜っこが開設するグループホームについて、岡山県保健福祉部指導監査室が監査を実施したところ、不正請求が確認されたため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定により指定が取り消されるもので、詳細は以下のとおりとなっております。

まず、事業者の概要でございますが、事業所の名称は社会福祉法人浜っこ、所在地は備前市日生町日生803番地1。

次に、指定取消し事業所ですが、ホーム浜っこ、サービスの種類はグループホーム、いわゆる共同生活援助というものでございます。当時の利用者数は38名、定員は40名となっております。

次に、処分の原因となる事実及び根拠となる法令でございますが、不正請求は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号となっております。実際は別の事業所に勤務している職員をグループホームに勤務していることとして、給付額を不正に請求し、受領したものでございます。実態としましては、利用者6人に対して1人の職員配置でありましたが、利用者4人に対して1人の職員配置とし、高い単価の給付費を請求し、受領したものでございます。

次に、不正請求期間及び不正請求金額でございますが、不正請求期間につきましては平成29年4月から令和2年10月までの3年7か月となっております。米印1つ目ですが、平成29年3月以前の勤務状況については、証拠書類の確認ができなかったということで、期間には含まれないということでございます。その次ですが、令和2年11月から令和3年3月までの5か月間につきましては、過誤調整で請求が調整済みということでございます。3つ目、令和3年4月以降は、適正に請求がなされております。

次に、不正請求額ですが、これは備前市に対するものでございます。返還金が2,005万3,050円、加算金の40%が802万1,220円、参考といたしまして、関係全市町の返還金は4,380万4,353円、関係市町の加算金が1,752万1,741円ということになっております。不正請求額は、人員配置4人対1人により請求した額と本来の人員配置6人対1人で計算した額の差額ということになっております。

次に、不正に至った経緯でございますが、平成17年に社会福祉法人として許認可を受けておりまして、その後、平成20年代に順次、新規事業の開設を行っております。この間、利用者、職員の規模は相当数増えておりますが、それに見合うだけの関係規定等の整備や職員の研修等も不十分で、組織の基盤体制が整備されず、少数で運営されていた当時の感覚のまま規模だけが大きくなってしまったものと考えられます。それによりまして、請求の際のチェック体制等が整備されないままであり、不正請求が見過ごされ、常態化していたものと思われま。

次に、解散に至った経緯でございますが、社会福祉法人浜っこが開設する共同生活援助について、11月30日付で県から事業所指定を取り消されることとなり、その他の事業についても、現在の指定期間満了とともに、5年間、指定の更新が行えないこととなります。以上のことから、今後、事業の継続が困難となり、利用者の方々の保護を図るため、11月30日をもって法人を解散することとし、就労継続支援B型事業所やグループホーム、生活介護などの事業を含めて社会福祉法人閑谷福祉会へ引継ぎを行ったものです。

次に、これまでの主な経緯を載せておりますので、順次説明をさせていただきます。

令和3年7月20日、岡山県保健福祉部指導監査室及び備前県民局健康福祉部健康福祉課から、ホーム浜っこの共同生活援助について、令和3年11月30日をもって指定を取り消す予定である旨の通知がなされました。8月4日、日生総合支所防災センターにおいて、理事長及び業務執行理事から利用者の家族及び職員への経緯説明が行われております。8月19日、岡山県が

指定取消しの行政処分及びプレス発表を行いました。この日以降、弁護士の先生を交えまして、11月30日の指定取消しまでのスケジュール調整、県や関係自治体、各事業所と連携しながら、グループホーム利用者の移行に伴う支援を行ってまいりました。9月から11月までの間、県内外のグループホームへの体験入所を随時実施しております。

8月29日、閑谷福祉会、浜っこ、弁護士、会計士、備前市で、事業引継ぎなどについての協議を行いました。9月1日、県、浜っこ、備前市で、事業引継ぎに係る現状確認と今後の利用者移行の対応について協議を行いました。9月22日、日陽小路会館にて、17時から評議員会、18時から職員説明会が開催され、前回の説明会以降の経過や返還金等について説明がなされております。9月27日、閑谷福祉会主催の職員説明会が開催され、閑谷福祉会の福利厚生や給与規程、採用基準などについての説明がありました。浜っこからの継続就労を希望される方につきましては、履歴書の提出を依頼しております。

10月5日、浜っこに出向きまして、返還金と加算金の納付書を手渡しをいたしました。10月19日、社会福祉法人閑谷福祉会が県へ事業の指定申請を提出しております。10月22日、閑谷福祉会にて、事業や不動産の引継ぎ、継続希望の職員についての経過報告を受けております。10月27日、11月30日をもって浜っこの土地建物の賃貸借契約を解消し、12月1日からは閑谷福祉会との契約締結になることに伴い、日生総合支所と協議を行いました。10月28日、返還金の納付を確認しております。領収日は10月28日です。11月5日、市が実施する特別監査に先立って、関係書類、貸借対照表、給与規程、服務規程、定款、平成29年4月以降の通帳及び現金出納簿、財産目録、財産の異動及び処分の計画表、資金計画表、利用者の預り金等の管理状況が分かる書類の提出を求める文書を手渡ししております。

11月9日、岡山県保健福祉部指導監査室職員2名同席の下、現在の理事長さん及び業務執行理事さんへの意見聴取を実施いたしました。県より、法人として過去のことと流さずに、理事長として原因を追求してください、また利用者移行は11月30日、改善報告書の提出は12月28日までをお願いするとのことでありました。11月15日、前理事長への意見聴取を実施しました。個人の着服はないように思うということでもございました。

11月19日、特別監査を実施するため、浜っこを訪問しました。あわせて、加算金の督促状を手渡ししております。監査終了後、解散や加算金などの納付について、弁護士の先生と協議を行いました。11月24日、法人解散の許可申請及び基本財産処分の承認申請が提出され、12月末を期限に加算金を納付することを条件に承認しております。

12月1日、社会福祉法人閑谷福祉会が、閑谷ワークセンターひなせとして事業継承しております。この日は作業所を休日としまして、新しい職員さんへ福利厚生や給与規程などの詳細について説明しております。

12月21日、加算金の納付を確認いたしました。領収日は12月21日です。12月22日、加算金の納付期限到来日以降の納付によります延滞金8万3,000円の納付書を手渡しして

おります。12月24日、加算金の納付を確認いたしております。領収日は12月23日です。

年が明けまして令和4年1月21日、特別監査における指導事項を報告し、それに対する措置結果の提出を指示しております。今後、1月31日の予定で社会福祉法人浜っこを解散し、清算法人に移行予定ですが、指導であるとか調査であるとかというものは継続して行っていきたいと考えております。

続きまして、今回の不正請求の返還金等の歳入とか、国、県への補助金の返還金に伴う補正予算について、2月定例議会に補正予算として計上させていただきたいと考えております。内容について御説明をさせていただきます。

まず、歳入予算、障害者自立支援給付費の県負担金501万4,000円の減額補正でございますが、不正請求による県費負担金実績報告訂正に伴う返還金でございます。県費の返還金につきましては、今年度の県費負担金で相殺された後の額が交付されますので、返還金2,005万3,050円の県費補助率4分の1相当額を減額するものでございます。

次に、諸収入の自立支援給付費返還金2,815万7,000円の補正ですが、浜っこからの返還金、加算金及び加算金の納付遅延による延滞金の合計額を増額するものでございます。

次に、歳出予算ですが、国庫支出金過年度分返還金として、返還金2,005万3,050円の国の補助率2分の1相当額を返還するものですが、今年度につきましては、811万9,000円を返還するための増額で、内訳につきましては資料に記載のとおりでございます。29年度、30年度、令和元年度となっております。

なお、令和2年度の国庫への返還金約190万円がまだ残っておりますが、こちらにつきましては、国の事務の手續上、令和4年度での返還となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、先ほども申し上げましたが、令和2年度11月から3月分までの約480万円につきましては、過誤調整として令和3年11月請求分で調整がなされております。

最後になりますが、昨年8月の県のプレス発表から年末までの間、市としても積極的に関わり、支援を行いました。中でも、グループホーム利用者の移行につきましては、施設の担当者との協議や体験入所などを支援しまして、24名の利用者を他の施設に移行することができました。また、ほかに前例がない中での県や関係市町との協議や連絡調整、浜っこからの問合せに対して現地へ出向いての支援、特別監査の実施など、関係各位の皆様方の御協力をいただきまして、当課の職員も多大な時間と労力を費やして支援したことも、ここまでこぎ着けることができた要因の一つであると思っております。

なお、今後につきましても、浜っこさんについては指導、調査を行い、閑谷ワークセンターひなせについては、事業が軌道に乗るまでの間はしっかりと支援を行っていく予定としております。

報告としては以上になります。

○尾崎備前病院事務長 病院事業から、備前さつき苑における行政指導について御報告させてい

たきます。配付資料はございません。

介護給付費、中重度者ケア体制加算 1 日 20 単位の還付過誤調整についてであります。

当該加算につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から算定を開始しておりました。算定要件といたしましては、前年度または算定日の属する月の前 3 か月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち要介護度 3、4、5 である者の占める割合が 100 分の 30 以上であることとあります。今回、岡山県保健福祉部からの指摘があり、精査したところ、令和 2 年度の利用者総数に占める割合が 100 分の 30 に満たないにもかかわらず、令和 3 年度においても算定を続けており、また令和 3 年度中の 3 か月間でもこの割合を満たしていないことが判明いたしました。

今後の手続についてであります。県の指導により、令和 3 年 4 月分から令和 3 年 11 月分までを、保険者である備前市と瀬戸内市へ介護給付費の 9 割を、利用者様に 1 割を返還することとなっております。

今後は、このようなことが起こらないように、介護給付費の請求を行う都度、確認作業を行い、加算等が算定できなくなる状況が生じた場合や加算等が算定できなくなることが明らかになった場合は、速やかに体制等に関する変更届を行ってまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○中西委員長 委員の皆さんから、浜っこの処分についての質疑を受けたいと思います。

○青山委員 先ほどの説明あるいはここに挙がっている資料等を見させていただきまして、本当に細やかな指導をされてここにこぎ着けられたんだということに対して感謝いたしたいと思います。

その中で、利用者さんの状況なんですが、最後のところで、24 名の利用者が他の施設に移行とあるんですが、残られた利用者さんは 14 名、全部で 38 名とありますけど、14 名と考えればよろしいのでしょうか。

○新庄社会福祉課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○青山委員 ありがとうございます。一番は、利用者さんの今後の状況というのが一番気になる場所ですので、引き続きアフターケアをお願いしたいと思います。

それから、今後の浜っこへの指導、調査というのを継続していかれるということなんですけど、具体的にはどのような指導とか調査が行われるのか、話せる場所をお願いしたいと思います。

○新庄社会福祉課長 今もう事業は行っていない状況ではあるんですが、まだお金とかの清算ができておりませんので、弁護士の先生もまだついておる状況でございます。こちらのほうにつきましても、弁護士の先生だけではなく、市のほうからも支援できるもの、問合せに対してお答えできるもの等々ございましたら支援を行ってまいりたいというところでございます。

○青山委員 ということは、もう金銭面での事後処理が残っているだけと認識すればよろしいで

すか。

○**新庄社会福祉課長** 金銭面と併せて、閉谷福祉会さんが引き継がなかった不動産、動産の処分についても、こちらのほうからできるものは支援を行ってまいりたいと考えております。

○**青山委員** ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

○**森本委員** 確認だけさせてください。不正に至った経緯というところに、不正請求が見過ごされて常態化していたものと思われますと締めくくられているんですけども、結局、市としては、故意にやってないと判断したのか、体制的にチェックができてないと判断したのか、どちらで今回不正に至ったと思われるのか教えていただきたいと思うんですけど。

○**河井保健福祉部長** こちらの請求の件につきましては、基本的には県のほうが指導監査を行って発覚していると、私どもとしては社会福祉法人としての特別監査を行わせていただいたという中で見えてくるものとしまして、課長が詳細に説明させていただきましたとおり、規模だけが拡大していったということで、事務についても、関係規定、チェック体制というものは十分備わっていないと、県も私どもも同じような見方をしたというところでございますので、悪意があったという証拠は私どもも見てとれないと。ですから、こういった体制の不備がこういった原因を招いたと判断できると特別監査の中でも感じたところでございます。で、今回の報告書にこういう書き方をさせていただいたという経緯でございます。

○**青山委員** 最後に1つお聞きしたいのが、この浜っこさんがこういうふうなことがあって、悪意でないということなんで、なかなか表にも出にくかったことかなと思うんですけど、ほかの事業所さん等に対しての指導といいますか、そういったようなものというのは何か行われた、あるいは今後行われるということはあるんでしょうか。

○**河井保健福祉部長** ほかの事業所に対しては、特段これをきっかけに特別に期間を短縮してやるというふうなのは考えておりませんが、社会福祉法人への指導というものは定期的に行っておりますので、順次そのときに指導監督はしていきたいと考えているところでございます。県のほうとしては、通常の報酬の監査のほうは定期的に、県は独自でまた別にやっていただいておりますので、そういったところで不正が発覚するということは今のところ聞いておりませんが、社会福祉法人としての指導は市のほうに役割がありますので、その点につきましては定期的にしっかりと、今回の教訓を基に、例えばもっと深く市のほうが関与して指導できるような形で、チェック体制も充実させていきたいと考えています。

○**中西委員長** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員としての発言をしたいと思いますので、委員長の職務を代わります。

〔委員長交代〕

○**西上副委員長** それでは、委員長の職務をさせていただきます。

○**中西委員長** 私は、3点お伺いをしたいと思います。

1つは、2ページの不正に至った経緯のところ、請求の際のチェック体制等が整備されていないままであり、不正請求が見過ごされ、常態化していたものと思われる。ここは2つ私はあると思うんですね。1つは、最後の書き下しの文章の、「思われます」という文章になってしまっているんですね。そうだったというふうに決めているわけではないというのが1つと、それからもう一つは、今回の県の行った行政処分というのはなかなか私は重いものだったと思うんです。一般的なこういう社会福祉法人の中でなかなかこういうのができないということであれば、今までのお金を返還していただければ結構ですよということになるんだと思うんですが、今回は行政処分が行われていると。こここのところの根拠は何だったのか、こういう「思われます」で済むものなのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

併せて指摘をしておきたいんですが、今回、このグループホームの事業については県の指導監督の下にあるわけですが、県は恐らく何らかの情報を得て特別監査を行ってこれを指摘したと私は思っているんですが、だとすれば、それは常態化しているというだけじゃなくて、法人の中でもそのことを知っている人は何人かいたというふうに当然思われるわけです。その点はいかがでしょう。

○河井保健福祉部長 まず、不正に至った経緯、「思われます」というふうな書きぶりをさせていただいております。あくまでも不正に至った経緯として断定できる、言い切れるというふうな形の証拠として、私どもが社会福祉法人さんを特別監査した中では、これだというふうな断定まではできかねるというところでございます。ですから、前理事長、それから現理事長、それから業務執行理事であったり、そういったところにも聴取を行っておりますけれども、それで確実にもうこれだというふうな断定はなかなか難しいというところでございます。

それとあともう一点が、県の指導監督を基に、私どもも県からの情報提供でこちらは動いていたということでございます。ですから、今回のグループホームの不正請求の案件は県が監査を行って発覚し、なおかつそれが不正請求で事業者指定が取り消されると、ほかの事業についても今後5年間は指定が受けられなくなるというふうな中で、市としては、社会福祉法人へ指導監督権限がございますので、そちらのほうを実施していったということでございます。ですから、県のほうがどういう情報を基に指導監督、定期の指導であったかというところまでは、情報を何かつかまれてやったというふうなことは聞いてはおりますが、詳細については私どもは知り得ない部分でございます。

○中西委員長 これは、法人は備前市と、事業については県と、なかなか私は難しいところがあると思うんですが、こここの経緯のところでは、備前市は法人の監査の問題、しかし不正請求のところについては県なわけですか。県はこういう見解を持っているわけですか。なかなかこここのところを書くというのは、備前市が県の権限のところまで書く、あるいはその権限を持って県がどういふ見解を持っているのかというところまで備前市が立ち入れるかどうかという問題もあると思うんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○河井保健福祉部長 県と意見交換はさせていただいております。それと、先ほど申し上げましたように、理事長さんであったりそういったところの意見聴取の場には県と共同で意見聴取をさせていただいたりもしていますので、ある程度こういったところは意見のすり合わせというものはさせていただいております。ですから、私どもは県の考えと近い経緯の表現になっていると思っております。

○中西委員長 とすると、ここの見解は、書いてあるのは県の見解と一緒にんだというふうに思えばよろしいですか。

○河井保健福祉部長 完全に一致ということではなかろうかと思いますが、かなり近い考えであるというふうには私どもは考えているところでございます。

○中西委員長 それにしても、県の取った今回の処分は重いものだと思っています。その処分について部長にお伺いしても、これは備前市の権限を離れるところですから仕方ないとは思いますが、そういう意味では、県の取った処分は重いというところから出発すれば、ただ単なる不正請求が見過ごされ常態化していたとはなかなか思えないというのが私の感想であります。

2点目なんです、3ページのところで、11月15日、前理事長への意見聴取を実施、個人の着服はないと思うとのことであつたと。これも客観的には、恐らく返事はこういうものであつたのかもわかりませんが、記載としては「思うとのことであつた」と。普通、行政の言葉としてこういうのはあまりないと思うんです。これでオーケーですよというのであれば、非常に私は軽い記載だなと思うんですが、ここの記載はいかがでしょうか。

○河井保健福祉部長 ここは書き方とすれば、そのときのやり取りを記載しているだけということとございまして、その後に私どものほうは特別監査を実施して、資金の動きというものは確実に見させていただいております。怪しい例えば外部への資金流出については、逆に私どももその場で指摘をさせていただき、今対応中のものもございまして、ですからこれはあくまでもそのときの聞き取ったときの先方さんのお話を記載されとるだけで、行政としてこういう表記がいいかどうかと言われたらあれですけども、そのときの言葉を書いておるだけでありまして、監査のほうは特別監査として、法人会計の中でお金の動きは金融機関の通帳の履歴全て出していただいてチェックをさせていただいたところでございます。

○中西委員長 私は、社会福祉法人の監督が備前市にあって、お金の流れは県のほうにあるわけですから、これは県のほうが事業と法人の両方にわたるものであるのかもわかりませんが、そういうものを追跡、関係資料あるいは調査の結果、着服がなかったのであればなかったと、私はきちんと記載をしておくべきかなと。これだったら、着服はないと思うとのことであつたと、「思う」というのが全てを表してしまって、私は誤解を招くものではないかと思えます。それはいかがでしょうか。

○河井保健福祉部長 経緯として補足するようなことがあれば追記で、今後も指導、調査のほうはまだ継続しておりますので、その中で明言が必要であるということであれば明言というふうな

形でのものを記載していきたいとは考えております。

○中西委員長 1つは、今までの返還金、それから加算金、これの原資というのはどこからこの社会福祉法人は出してきたんでしょうか。

○河井保健福祉部長 社会福祉法人内の残余金、その中から全額返済をいただいています。

○中西委員長 私も財政は見せていただいているわけですが、それは可能な金額なんですか。グループホームも新築をしたばかりでもありますし、いろんな事業で、この社会福祉法人がそんなに企業でいうため込み金なんかを持っているのはなかなかないと思われるんですが、このお金はその法人の中から捻出できるようなものだったんでしょうか。

○河井保健福祉部長 こちらのほうは現実に法人会計内にあった現金で全部清算をいただいているというところがございますし、関係市町の返還金、それから40%の加算金、そういったものも全て現金でお支払いいただいております。ですから、残余財産は十分な資力があつたということなんで、資力があるにもかかわらず不正請求になってしまっていたという経緯も全体を含めたコメントにはなっておりますので、その点は御理解いただけたらと思います。

○中西委員長 最後のところで言われた、結構現金があつたと。あるいは不動産も含めてなのかわかりませんが、一般的には、このクラスの社会福祉法人が、これだけの現金を持っているというのは私もびっくりするところですが、なぜそのようなため込み金できたのか、それはやっぱり不正請求があつたからですか。

○河井保健福祉部長 これイコール不正請求ということには結びつかないと私どもは考えております。財産、固定資産、それから動産というものもかなりお持ちでありました。ただ、かなり一生懸命、各種補助金を利用されておりました。例えば国とか県とかの補助金だけではなくて、日本財団さんであったり、それから競輪事業であったり、そういった各種のいろんな補助金を自分たちで頑張って獲得して事業に充てていたというのは見てとれましたので、ですからそういった形ではかなり自助努力もされた経営だったんだろうなと感じているところでございます。

国庫につきましては不正請求部分、それから加算金は丸々余分な支出です。1,700万円程度は余分な支出になって、不正請求以外の支出ですので、ですから事業は経費を極力節減するような形で運営されていて、職員の雇用形態についてもやはり正規の職員さんよりかパートの従業員さんのほうが多いというふうなところでも見てとれたという状況でございます。

○中西委員長 この最初の、利用者6人に対して1人の職員配置、実際には利用者4人に対して1人の職員配置、ここの差のところの取り方の問題はなかなか念が入った配置の中で操作をしておられたと、最初に当委員会に報告があつたときに私は思いました。それをするには、なかなか熟練の業だったんだと思うんです。そう簡単にはこの職員配置の問題にはならなかったんじゃないかと。だとすれば、今のいろんな自助努力というふうにおっしゃられましたけども、不正請求が見過ごされじゃなくて、不正請求はつくられていたと私は思うんですが、やはり見過ごされていたとなるわけですか。

○河井保健福祉部長 現場で確実に誰かが操作して、悪意を持ってそれをやったというふうな形跡は、私どものほうでは確認できておりません。恐らく県のほうでも確認できていないからこそ行政の取消処分だけで、告発とかそういうふうな形にはなっていないものと考えております。

○中西委員長 この問題はいろいろ私は深い教訓を得たんじゃないかなと思います。特に法人の監査に当たって、法人のほうは備前市と、しかし事業については県のほうということも含めて、またこういった社会福祉法人の経営の在り方については今後とも研究していく必要があるんじゃないかと思います。

今回の事件を契機に、備前市も所管している社会福祉法人についてはしっかり監督していただきたいと、また、今回の処理に当たられました職員の皆さんには本当に御苦労さまでしたというふうに申し上げたいと思います。

○西上副委員長 それでは、委員長の委員としての発言が終わりましたので、ここで委員長を交代します。

〔委員長交代〕

○中西委員長 さつき苑における行政指導についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○中西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、閉会中の継続調査事件に移ります。

***** 請願第21号の審査 *****

請願第21号市長選挙の不正を糾す意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

まず、皆さんのほうから御意見がありましたら。

○西上副委員長 継審。

○中西委員長 継審という御意見がありますが、皆さん、いかがでしょうか。継続審査でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、継続審査としたいと思います。

請願第21号の審査を終わります。

***** 健康管理についての調査研究 *****

続きまして、健康管理についての調査研究を行います。

新型コロナウイルス感染症への対応についてを議題といたします。

○森保健課長兼新型コロナウイルスワクチン対策課長 新型コロナウイルスワクチン対策課から、新型コロナウイルス感染症の感染状況について、現状を御報告させていただきます。

配付しております資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

まず、感染状況についてでございますが、備前市におきましては令和3年9月29日以降、患者が出てないというような状況でありました。ただ、年が明けて令和4年1月9日に、新たな市民の感染の発表があり、その後、毎日のように感染者の発表がなされております。1月23日の時点で、219人の感染者となっております。これについては、令和4年に入ってから感染者数でございます。当初からの積算でいくと219名の患者、感染者が出ているというような状況でございます。さらに、1月19日には、保育施設でのクラスターが認定されております。

感染状況の中で、年代別の感染状況でございますが、20代以下の世代で約6割、30代を加え、30代以下では約7割を占めているような状況でございます。感染者の療養の状況につきましては、約9割が自宅療養ということになっております。

次に、ワクチンの接種状況でございますが、令和4年1月21日現在でございます。載せております表のとおりでございます。3回目の接種者数433人につきましては、この方々は医療従事者等ということになっております。

次に、3回目の接種券の発送状況でございます。2回目の接種から7か月目にはお手元のほうへ届くよう、順次発送しております。24日、昨日の時点で、6月16日までに2回目の接種を終えた方まで、約3,600名の方に接種券を発送しております。今、コロナの患者が増加する中、和気医師会と協力しながら、通常の医療の業務に加え、ワクチン接種についても大変御協力をいただいております。そのかいありましてスムーズに予約等が進んでいるかと考えておりますが、1、2回目と比べますとやはり出足がちょっと少ないというような状況でございます。また、2月20日の日曜日に、備前病院の別棟をお借りしまして集団接種の実施予定でございます。

それから、7月から制度を開始しております医療機関でのPCR検査等を実施した市民への検査費用の補助の利用について御報告させていただきます。1月19日の時点で28名の方がこの補助を御利用されております。30代から50代の働き盛りの方の利用が全体の約7割を占めているというような状況でございます。

それから、今はやっていると言われておりますオミクロン株の確認件数につきましては、1月20日の時点で県内では123件確認されているというような状況でございます。岡山県の発表で、1月から20日までの発表件数が2,354件ということでございます。それから割合を出していきますと5%ということになっておりますけれども、報道等では、約8割から9割がもうオミクロン株に置き換わっているというような報道がなされております。

それから、感染患者に対する備前市独自のサービスとして、感染者または感染者が出た事業所から依頼があればマスク、消毒液等を提供するサービスがありますが、このサービスにつきましては、現在のところ1件問合せがあり、その1件に対応したというところでございます。

それから、今後の感染症への対応につきましては、引き続き広報紙それからホームページ等の

SNSで感染防止の啓発を行っていくとともに、スムーズに3回目のワクチン接種ができるよ
以上、簡単ですけども、御報告を終わります。

○**中西委員長** 皆さんのほうから少し御意見、御質問があれば、発言を許可いたします。

○**青山委員** 説明ありがとうございました。

その中で、療養の状況というところで、自宅療養、県下の状況報告を見てもほとんどが自宅療養ということなんですけど、ここにも77名の感染者ということなんですけど、当然、濃厚接触者もおられると思うんです。自宅療養じゃなしに待機なりですね。その数というふうなものは把握されとるんでしょうか。

○**森保健課長** 数としては、はっきりした数字は把握はしておりません。

○**青山委員** 自宅で療養されているということになりますと、うっかり訪ねていったり、あるいは回覧等が回る、それが療養されているところを経由して回るとか、いろんなことが考えられると思うんですけど、そういうふうなことに対応するような対策というのは何か考えられていますか。

○**森保健課長** 特には考えておりませんが、いわゆるマスクの着用であるとか、人と人の距離を取るとか、そういうことで十分予防ができますので、個人個人が感染予防の対策に取り組むということで日常生活をしていただければと考えております。

○**青山委員** たまたま訪ねていって、それで感染者だということが分かって何かトラブルが起きたとかそのようなことはない。

○**森保健課長** そういうような話は聞いたことはございません。今、オミクロン株で多くの感染の原因となっているのが、マスクを外す行為がある場面で多く感染しているというような状況は県のほうから聞いております。

○**青山委員** 自宅療養をしている方に対する支援ということで、マスコミでは、食料を届けたりとか、保健所や医療機関からの連絡を密に取っているとかというふうなことがあるんですけど、その点で、備前市で食料を届けたりとかはないですか。

○**森保健課長** 備前市のほうでは、先ほど申し上げたように、マスクそれから消毒液の支援等はしております。食料であるとかそういったものについては全て県が実施いたしております。備前市でも何かできることはないかというようなことをお話しした中でも、特にないというようなことで、今回、備前市としては、マスクと消毒液などの提供できるものは提供していこうということで実施しております。県のほうが食料、健康観察等も含めて全て実施しているという状況です。

○**青山委員** 続いて、ワクチン接種のことについてなんですけど、私も対象になって、この接種券が届きました。ホームページを見ますと、接種券が届かない場合というふうなことで幾つか書かれているんですけど、このホームページを御覧になった方は、こうすればいいんだなあと、例えば市役所の窓口へ行くとか、あるいは電話であるとか郵送であるとかというふうな3点書かれと

るんですけど、どうやったらいいか、届いているのか届いていないのかというふうなこと、これをもう少し、ネットといいますかホームページを見られない方もおられると思うんですけど、そういう方に対して何か対策を立てられているとかとはいいませんか。

○森保健課長 市の広報等でお知らせはさせていただいております。

○青山委員 私も十分見比べてないんですけど、ホームページに書かれているこの部分というのは、今月の広報紙「広報びぜん」のほうに載せられているということによろしいですか。

○森保健課長 そのあたり、届かない方とかの分については1月号に掲載したかと思っておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

○青山委員 ありがとうございます。なかなか目にしない方もおられたりして、いつ来るんだ、いつ来るんだというふうなこともよく聞かれたりするんで、ほかの方法として、例えば地区で回覧を回すとかというふうなこともまた考えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○森本委員 5歳から12歳のワクチン接種の話も出ているんですけど、現在、12歳から15歳までのワクチン接種の人数とか割合とか、進んでいる状況が分かれば教えていただきたいんですけど。

○森保健課長 すいません、年代別の資料を今持ち合わせてない。申し訳ないです。ただ、若い層の年齢の方の接種率というのは、成人というか大人の方、高齢者に比べて低いという傾向ではあります。

○森本委員 もし分かるのであれば、後でいいので、また教えてください。いいです。

○藪内委員 昨日聞いたんですが、感染の主な要因が家庭内感染ということで、今何か県の指導で、家庭でもマスク等をするようにという指導がある、それは市のほうで周知徹底されていることは何かありますか。

○森保健課長 今、岡山県のほう、報道なんかでもあったと思うんですけど、岡山県が新型コロナウイルス感染症オミクロン株特別警戒期間ということで、1月31日までとなっております。その中で、感染のリスクが高い、先ほども申しましたようにマスクを外したときに感染するということで、感染力も強いということで、家庭でもなるべくマスクをしましょうというようなことも本部会議のほうで言われておまして、会話をするときには当然必ずマスクの着用、それから食事をするときも黙食を徹底しましょうというふうなことで、県のほうがオミクロン特別警戒期間ということで発信はしております。

以上です。

○中西委員長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移りたいと思いますが、備前市健康づくり推進条例の一部を改正する

ことについてであります。

特にコロナ危機を迎えて、健康づくりについての危機管理の項目を入れておくべきではないかというふうに皆さんにお諮りし、一応、案を皆さんに御提示をさせていただきたいと思っております。変更箇所は、赤字のところは2か所、最初の健康危機と、「市民の健康及び生活の安全が感染症、食中毒、飲料水の汚染その他の原因によって現に脅かされ、または脅かされるおそれのある事態をいう」という項目を入れまして、最後のところに、備前市の努力義務で、「市は、市民の医療要求や医療需要予測を見極め、市民の健康が守られる持続可能な医療体制の整備に努めなければならない」というところでお諮りをしたいと思っておりますが、皆さんの御意見いかがでしょうか。

○森本委員 第2条のところの赤字で挿入されている8の健康危機なんですけど、あと、読ませていただいたところに健康危機という語句が入ってないので、もしこれを入れるのであれば、健康危機をどこかに入れたほうがいいのではないかとはい思います。

○森本委員 感染症に向けた取組のことを入れられるということだと思うんですけども、最後のほうの、具体的には書かれてないんですけども、私が聞くのもなんですけど、委員長としてはこれは抽象的な形で入れようとしているのか、若干調べましたら、長野県の上田市でははっきりと感染症に向けた取組みたいな語句が入ってあるのも見つけたので、そこら辺をどういうふうに盛り込んでいくのかちょっと検討、足していただきたいなと思っております。

○中西委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今、森本委員から御指摘のありました2点については、また検討させていただけたらと思っております。

それでは、ほかになければ、ここで厚生関係の委員会を終わりたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

○中西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 教育部の報告事項 *****

これからは、教育部関係の報告事項及び閉会中の継続調査事件を行います。

それでは、議事に入ります。

レジュメに沿って、各課より順次御報告をお願いいたします。

○波多野社会教育課長 それでは、レジュメに沿って報告をさせていただきたいと思っております。

まず最初は、A4の1枚の紙で、祝北京2022オリンピックフィギュアスケートアイスダン

ス出場内定についてでございます。

既に年末から報道がありましたように、北京冬季オリンピックのフィギュアスケートアイスダンスの出場者に、備前市出身の小松原美里選手及び夫の小松原尊選手が内定いたしました。備前市といたしましては、1月14日に備前市役所へ小松原美里選手の御両親をお迎えいたしまして懸垂幕の掲揚、1月17日からは市役所1階ロビーで特設コーナーといたしまして、写真や展示ケースで、小学生の頃の美里さんのスケート靴や、国別の団体対抗戦で今まで銀メダル、銅メダルを獲得しておりまして、そのメダルなどを展示しております。また、備前市旗及び国旗の2枚に応援の寄せ書きを市役所1階で募り、あるいは希望者の方にお越しいただきまして寄せ書きを実施いたしまして、これはお母様を通して御本人にお届けをする予定にしております。

なお、北京冬季オリンピックは、開会式が2月4日、閉会式が2月20日です。フィギュアスケートのアイスダンスは、団体戦のリズムダンスが2月4日、フリーダンスが2月7日、また個人戦につきましては、2月12日がリズムダンス、2月14日にフリーダンスが行われます。こちらに記載している時間につきましては北京時間ですので、プラス1時間というふうに受け取っていただけたらと思います。

続きまして、日生大橋全国オンラインマラソン大会について御報告いたします。

今年の3月13日に実施する予定としておりました備前日生大橋マラソン大会ですけれども、12月下旬に実行委員会を開催いたしまして、市内外より1,300人が日生大橋や日生病院前、そして控え所として日生地域公民館に集まるということは、選手、役員にとって新型コロナウイルス感染防止対策の観点から危険であるというふうに判断いたしまして、通常のマラソン大会は中止となりましたが、少しでも備前日生大橋マラソン、観光、物産、あるいは備前市を紹介していくために前進しましょうということで、オンラインの開催をすることになりました。

このイベントにつきましては、スマートフォンにGPSのトレーニングアプリのTATTAというフリーソフトがあるんですけども、それを活用したバーチャル企画ということで、指定の期間に全国いろんなコースを御自身のみでスマホを持って走っていただきまして、備前焼のオリジナルメダルを参加賞といたしまして、ゲットしてください、またその距離の計測方法につきましては、スマホのGPS計測で、会期期間中とにかく10キロ以上それを持って走っていただいたら、実走行距離の平均ペースからコンピューターで10キロの記録を算出しまして、完走証が送られてくると、そういった仕掛けになっております。

参加資格としましては、日本国内の在住者で高校生以上、スマートフォンにGPSトレーニングアプリをダウンロードしていただくこと、また個人個人で走るとはいえ、ランナーとしてのマナーを遵守していただくことでございます。今のところ、定員は500人で、参加料は1,000円、申込方法はインターネットの専用サイトによるエントリーのみとしております。

岡山県下では今まで、例えばグループで走るリレー形式のものをGPS開催をした例はございますが、単独のこういったマラソン大会をGPS開催をした例はございませんで、私どもが初め

での開催という形になります。新型コロナウイルスの感染防止によりまして、いろんなマラソン大会がほぼ中止に追い込まれている中、こういった個人個人での活動というのはむしろ活発になってきているものと思いますので、これは全国から多くの参加者、どこで走っても結構ですので、北海道から沖縄までの多くの参加者が見込まれるものと思っております。

また、資料のほうはございませんが、2月11日開催予定にしておりましたえびす駅伝競走大会につきましては、実行委員会のほうで、緊急事態宣言及びまん延防止措置が備前市に適用された場合は中止というような方針を打ち出しておりましたので、本日夕方からの実行委員会で、中止あるいは延期の決定といった形になる予定でございます。いずれにしても、2月11日の開催は中止といった形になることと、それから、1月27日から2月14日まで、夏に中止になりました中学生のだっぴでございますが、これも学校の外部活動の中止に伴い、全て中止となったことを申し添えさせていただきたいと思っております。

○畑下文化振興課長 文化振興課より3点報告させていただきます。

まず、備前市文化財保存活用地域計画の認定についてであります。今年度9月中に素案を完成しまして、11月に県を経由して認定を申請しておりました。先月12月17日のこの厚生文教委員会で、文化庁の文化財分科会で審議を受けまして、計画が認定されました。今後は、この地域計画に基づいて文化財の保存活用等を進めてまいります。地域計画書につきましては、今年度中に印刷製本をし、完成後に配付させていただきます。

続きまして、日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」への追加認定の申請についてであります。備前市の3つ目の日本遺産として、この北前船の加入につきまして報告いたします。

現在、こちらのほうには48市町村が加入しておりますが、その第49番目に加入するため、ただいま追加申請の準備を行っております。文化庁への追加申請の日程につきましては、申請の受付が令和4年3月中でありまして、認定の結果につきましては、令和4年7月に認定の結果が出る予定になっております。

続きまして、備前市論語かるた大会の中止決定についてでございます。

令和4年1月19日に予定しておりました備前市論語かるた大会は、実行委員会の決議事項としまして、県内の感染状況ステージがレベル2となりましたら、学校からの参加、ボランティアの協力が見込めなくなった場合は中止とするという決定事項をしておりましたので、これによりまして中止と決定させていただきました。

○中西委員長 それでは、北京の冬季オリンピックの応援について、何か御意見、御質問ありますか。

○青山委員 大変めでたいことですし、こういったものを通じてスポーツの振興につなげていただけたらと思いますので、ありがとうございます。

ただ、この今配られた資料もそうですし、それから1階に展示されているところもそうなんで

すけど、備前市との関係といますか、そういったようなものが示されていないように思うんですが、それは何か理由があるんですか。

○波多野社会教育課長 お答えできる範囲ということでお答えしたいと思います。

お父さんは備前市の生まれですが、聞くところによりますと、転勤を繰り返されていたということで、今公表されているサイトでは、東京のほうで生まれまして、それから転勤で倉敷あるいは岡山市のほうに来られたと、その際、倉敷に来られた際にアイススケートと出会って練習をされていたということで、岡山市の小・中学校、それから高校は学芸館高校を出られております。ですので、小・中学校、高校は備前市には在籍しておりませんが、本籍を置いておられるようで、御主人の尊さんが帰化されて、結婚のお届けのほうは備前市役所にお届けされているということです。御両親は、転勤ももう終わりまして、退職されて伊里地区に在住ということで、小・中学校それから高校等の過ごした経歴はございませんので、そういったつながりはまいちありませんが、御本人と御家族ともこれは備前市出身ということで公表されて、私たちも備前市民の一人として応援していきたいといったものでございます。

○中西委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、備前日生大橋マラソンオンライン大会、なかなかユニークな大会ですけども、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

備前市文化財保存活用地域計画の認定についてはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、日本遺産についてはどうでしょうか。

○西上副委員長 日本遺産について、もう少し詳しく知りたいんですけども、これはどこの港にどこに着いて、どのように商売しながら行ったのか、また文化的にもどういふふうな影響力があったのか、もう少し詳しくお教えてください。

○畑下文化振興課長 まず日生町の大多府の漁港につきましては、こちらに寄ったという記録があるものがありまして、それで大多府の元禄防波堤や燈籠堂、それから大井戸等を文化財として挙げさせていただいております。

それから、加子浦の歴史文化館につきましては、北前船の模型がございまして、これも日生町の西念寺というお寺に甚九郎という者がいまして、この方が船で財をなしてお寺を建てたという、そういう方がおられたという碑があるんですが、そちらの碑とか、それから片上のほうといたましましては、荒木旅館さんに、帆をかけた古い絵があるんですが、そちらの絵が北前船ではないかということと、それから宇佐八幡宮と恵美須宮に備前焼のこま犬があるんですが、そちらのこま犬と同じ頃に作られた時代と作者の方のこま犬が島根県とかそちらのほうの神社にもあるということから、運ばれたのではないかというものと、その備前焼の歴史的なものがあるという備

前焼ミュージアム、こういったものを構成施設として挙げて進めております。

○西上副委員長 商売をしながら行ったということで、ほんなら備前焼がここで積まれて買われて各地へ行ったということの捉え方でええんだと思うんですけど、備前焼のほかにも何かあったらお教え願いたいのと、それから、こちらで買い求めたのがそれだったら、こちらで商売したものを向こうからこちらへ下ろしたものがあるんでしょうか。

○畑下文化振興課長 詳しい内容的なものがあまり分かっていない状態なんですけど、一応、備前焼については、こま犬やとっくりとかそういうものも運ばれたんじゃないかというお話があるというのと、商売でということ自体の文献みたいなものは見当たらないということで、先ほど言った田淵屋甚九郎という方がおられて、この方が船で財をなしたというお話だけの状態なものなので、ほかの文献に対してこういうものがというものは今のところ提出できてはいません。

○森本委員 3月中に申請ということなんですけれど、この3番目の日本遺産をしていこうという経緯を少し具体的に教えていただけたらと思います。

○畑下文化振興課長 11月に市長からお話があったかと思いますが、市長も今、閑谷学校が吉永の辺り、それから六古窯の備前焼で備前の地区、先ほど言いました日生のほうの地区でももう一つの日本遺産ということで、これで備前市全体で日本遺産が1つずつ持てるということと、こちらの日本遺産は結構広大にいろんな活動をされている中で、備前市の魅力をその中でもっとPRできるツールになるんじゃないかという思いでございます。

○森本委員 ホームページなんか見ますと、48市町村書かれてあって、岡山でも倉敷のほう、玉野かな、あっちのほうが上がったりしてはいるんですけど、これを申請されるに当たって何か特別に働きかけをされたんですかね。情報を収集したりするとかで。

○畑下文化振興課長 近隣で赤穂市さんとかも入られていますし、それから取りまとめをしている市とかにも御協力いただいて、代表は山形県の酒田市なんですけれど、事務自体をANA総合研究所という全日空の事務所みたいなところが受けてやっております、そちらで取りまとめて申請手続等を行っていただけるような形で進めております。

○森本委員 先ほど課長が言われたような荒木旅館さんとかいろいろ、宇佐八幡宮とかが挙がっていたんですけど、そこら辺あたりから、こういうことがあるんですけどどうですかみたいなお話はなかったんですね。市長のほうからお話があったということでよろしいんですかね。

○畑下文化振興課長 はい、市長のほうからお話がありました。

○青山委員 文化遺産が増えて、いろんなところからも注目を浴びて、備前市の宣伝にもなるということは結構なことなんですけど、日本遺産に認定された後、それをどう活用するかとか、それに対しての支援をどうするかとかということについてはどのように考えられていますか。

○畑下文化振興課長 これをもし取れますと、3つで全体的なもので取り組んでまいりたいと思いますし、支援と言われますとなかなか補助金的なものも難しいんですけど、活用していくための支援とかの補助金等もございますので、いろいろな形でそういうものを見つけていって、各それ

ぞれの日本遺産の文化財について対応していけたらと思っております。

○**青山委員** 申請するに当たっても、その辺のところは重要になるんじゃないかと思えますし、我々もいろんなところにそういう遺跡が残っているというふうなことは先ほどの説明で分かるんですが、それがどういう価値があるとか、実際に一つ一つの遺跡についてイメージができないので、その辺も申請するに当たってつくられたら早めにお知らせいただけたらと思うんですが、そういう資料提供をしていただけるかどうか。

○**畑下文化振興課長** 資料提供につきましては、ただいま事務局とやり取りをしておりますので、その形ができ次第、皆様のほうにも御提供したいと思います。申請の手続の資料提供でよろしいでしょうか。

○**青山委員** はい、よろしくをお願いします。

○**中西委員長** なかなか文献考察も大変だと思いますけども、大変御苦労さまです。

あとほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

論語かるた、えびす駅伝、だっぴ、よろしいですか。

○**青山委員** 論語かるた大会は中止になって、去年も中止になったということで残念なんですが、学校等でその準備、あるいはふだんの学習なんかで使われていると思うんですけど、その辺は今どういうふうに学校で展開されているのか、分かれば教えていただきたいです。

○**畑下文化振興課長** こちらで伺っている分につきましては、伊里の小学校とか中学校についてはいろいろ学校でかるた大会等をしていただいていると聞いております。あと、緑陽高校さんとか、このかるた大会でもですけど、ボランティアとして関わってくださったりとか、そういう形で関わってくださっています。

○**青山委員** もともと伊里では論語の朗唱とかそういったようなこともやられていた、あるいは閑谷学校が地元にあるということで、進められていると思うんですけど、この論語のよさというふうなものを教育に生かしていくというふうなことの的一环でもやられていると思うんですけど、もう少し市内全域に広まるように、大会をしたらそれによっていろんなところが出場してくる、その準備として、かるたの取り方とかそういったようなことはなされると思うんですけど、学習として取り入れていかれるということだったんじゃないかと思うので、その辺をもう少し市内全域に広まるような工夫をしていただけたらと思うんですが、それについてはいかがですか。

○**畑下文化振興課長** 今後、課で何かできることがないか、検討してまいりたいと思います。

○**岩井小中一貫教育課長** 論語に関する学習については、今現在、伊里に限らず、例えば廊下に論語の言葉を掲示していたり、または生徒・児童の朝礼において紹介されていたり、それぞれの学校が、教科の中でという以上に、そういうふだん目にするようなものとして掲示をしたりお話をしたりというような取組を何校かで行っております。ただ、そういう中で、やはりよさというところを子供たちも感じながら、また当然学校の先生方も感じながら進めていくというのが大事

なポイントではないかなと思います。また、校長会等でも論語についてのお話であったり、県のほうが作成してる資料なんかもございますので、論語については、そういうものを御紹介させてもらったりということで、少しずつ広げていくということも考えられるかなと思っております。

○**青山委員** そういうふうに学校教育とか、あるいは地域の公民館活動等を通して、論語のよさを広めていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○**中西委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移りたいと思います。

***** 教育行政についての調査研究 *****

次は、調査研究事項で、教育行政についての調査研究、新型コロナウイルス感染症への教育委員会での対応についてを議題といたします。

○**竹林幼児教育課長** 幼児教育課から御報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一部の保育施設において、1月14日、15日の2日間を学級閉鎖としております。また、17日月曜日から22日土曜日までの6日間を全面休園としております。

なお、昨日24日と本日の2日間は、引き続き臨時休園としておりますが、保護者の仕事等の都合で保育を希望される御家庭につきましては受入れをさせていただくこととしております。また、26日水曜日からは、登園自粛等にも対応しながら保育を実施していく予定としております。

休園等の間、保健所の意見も逐次伺いながら、濃厚接触者はもとより、接触の可能性のある方、こちらも接触者ということで幅広く検査等を実施をしており、感染拡大防止に努めてまいりました。今後も、保育園、こども園につきましては、年齢によりましてはマスクの常時着用が難しいといったこともございますが、引き続き、可能な感染症対策に努めていきたいと考えております。

○**岩井小中一貫教育課長** 私のほうからは、学校の対応について御報告させていただきます。

学校においては、第5波のまん延防止等重点措置解除以降も、学校の行動基準をレベル1として、感染拡大防止策を継続して行っております。また、1月に入り、マスク着用の強化、それから昨日24日からは、感染拡大防止対策を一時的に強化することとしました。主な内容としては、外部人材を活用した学習や校外学習は極力延期、中止することや、密集を避けることが困難な学校行事の原則中止、延期です。また、部活動については、先週より活動中止ということにしております。

今後、まん延防止等重点措置または緊急事態宣言などが発令された場合には、学校の行動基準をレベル2、さらに強化していくというような対応が考えられます。

○**青山委員** 保育については、マスコミ等、いろんな地域のことが報道されるんですけど、例え

ばお子さんが感染されたとか、あるいは濃厚接触者、あるいはこういう学級閉鎖や全面休園で、面倒を見なければいけないんで出てこれないとかというふうなことで、園自体の職員の数が足りなくなって困られているというふうなことも報道等で聞くんですけど、備前市はどんなんでしょうか。

○竹林幼児教育課長 備前市での状況におきましては、現在のところは、保育士さん等、そういった事態により保育に支障が出ているというようなことは発生しておりません。

○青山委員 今後、どのくらい感染者が増えて、いろんな先ほど申しましたようなことが起こるかどうかわからないんですけど、そういうことに対する何か対応とかというふうなことは考えられていますか。

○竹林幼児教育課長 保育士さんにつきましては、当初のワクチン接種のときも、市としましても優先的にワクチンの接種等もさせていただいているところでございます。引き続き、今後も3回目の接種というようなところも優先的に受けていただいて、あと御家庭での感染防止対策、そういったものも留意いただきながら対応していけたらと思っております。

○中西委員長 波多野課長、まん防が恐らく岡山県は出ると思うんですけども、教育施設、社会教育施設関係はどうなりますか。

○波多野社会教育課長 まん延防止が恐らく適用になると思います。その中でも、土曜日の記者会見で、今回の措置はどここの市町村指定ではなく県下全域といったことを表明されました。前回8月の末から9月の中旬におきまして備前市にまん延防止措置が適用されたときに、施設を閉鎖しております。今回も、本日、国で承認されて、明日、県の会議があると思われませんが、県の施設の閉鎖等の状況を鑑みまして判断したいと考えております。

○西上副委員長 抗原検査のキットなんかは今市販されていますが、そういうものを学校に常時置いてセルフチェックができるようにしとったら、すぐ対応できるんじゃないかなと、拡散も防止できるんじゃないかなと思うんですけど、そういうようなお考えはないですか。

○岩井小中一貫教育課長 抗原検査キットについては、基本的に学校のほうは、職員にしても生徒にしても体調が優れない場合には登校しないというのが基本になっておりますので、万が一学校で調子が悪くなった時点ではすぐに早退、下校するというような状況もありますので、学校に来て抗原検査キットで調査をすとかというようなことが起こるとは考えられないかなと思っております。

また、もし万が一、保健所からクラス全員の確認をしなければならないということであれば、それはまた保健所のほうできちっと準備がされて、各家庭に行き渡ると思いますので、学校のほうに常時備えておくというような必要性はないと考えております。

○中西委員長 8月定例会で市長が、PCR検査を希望する方にはお渡ししますよというのを予算づけをしておられるわけです。今の御答弁と、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○草加教育プロジェクト推進課長 8月の補正予算で予算を頂きましたPCR検査キットにつき

ましては、市内の15歳以下、市内在住の未就学の児童または市内学校園に在籍される児童・生徒、園児を対象にお配りをする事としております。ただ、先ほど岩井課長が説明をしたと同じように、症状がある場合にはまず保健所なり医療機関へ御相談くださいということを前提にして、この同意をいただける方にお配りをしております。想定をしておりますのは、例えば兄弟が複数いる場合にどちらかの子供さんの在籍するところで何らかの発生があって、その子供さん直接は濃厚接触にはならないけれども御心配があるというような無症状の方を想定をしておりますので、学校などを通じて一律にということは現状考えておりません。

キット配付につきましては、遅くなりましたが、昨年12月6日からホームページで告知、また1月広報にも掲載をして、現在のところ13件申込みをいただいて、お届けをしております。結果につきましては、申込みをされた方御本人の携帯アドレス等に直接送られて、市は関知をするところではありません。

○中西委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、厚生文教委員会を終わります。

どうも皆さん、御苦労さまでした。

午前11時44分 閉会